

(答申第1号)

平成24年 3月 9日

本庄市長 吉田信解様

本庄市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 矢部喜明

情報公開請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成23年9月15日付け本人発第59号及び平成23年9月15日付け本人発第60号で
諮問のありました、情報公開請求に対する部分開示処分に関する異議申立ての件について、
次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関本庄市長（以下「実施機関」という。）が平成23年6月7日付けで行った「第1回同和対策審議会議事録」に係る部分公開処分及び平成23年6月28日付けで行った「本庄市同和対策審議会委員推薦書」に係る部分公開処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成23年5月23日付けで、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「第1回同和対策審議会議事録」の開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

また、平成23年6月15日付けで、「本庄市同和対策審議会委員推薦書」の開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求1に対し平成23年6月7日付けで議事録の個人名（審議会委員名）について不開示とする部分公開を行った（以下「本件処分1」という。）。

また、本件請求2に対し平成23年6月28日付けで、団体・機関名（一部）、職名（一部）、氏名（一部）、住所（一部）及び印影について不開示とする部分公開を行った（以下「本件処分2」という。）。

(3) 異議申立人は、平成23年7月22日付けで、以下の部分を不開示とした処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

ア 本件処分1：同和対策審議会議事録の委員名及び審議会委員の自己紹介部分

イ 本件処分2：本庄市同和対策審議会委員推薦書の推薦団体名（団体・機関名）

(4) 異議申立書の内容が不完全であったため、実施機関は平成23年8月18日付けで補正を命令し、異議申立人は、平成23年8月26日付けで補正書を提出した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立書（補正書含む）及び平成23年11月7日の審査会における口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件処分1

ア 同和対策審議会は、個人の利益を議論しているものではないため、個人の権利利益を侵害するおそれは全くないとする。また、同和対策審議会の議事録は、公開することが原則であると考えており、本庄市情報公開条例第7条第1号イでは、公表することを目的として作成し、又は取得した情報は非公開情報にあたりないとされている。条例は、情報の公開を請求する市民の知る権利を保障することを目的としていることから、知る権利の保障の明確化と適用除外の事項の最小限化を求め、第1回同和対策審議会議事録の審議会委員名を公開すべきである。

イ 第1回同和対策審議会議事録の審議会委員の自己紹介部分が全面削除されていることは不適切であるので、全面開示すべきである。

ウ 第1回同和対策審議会では、発言者を特定できないようにA、B、Cなどの記

号で表すことが委員長提案で可決されているにもかかわらず、実行されていない。速やかに実行すべきである。

(2) 本件処分2

本庄市同和対策審議会委員推薦書の団体・機関名については、公開している団体と公開していない団体があるが、推薦書の推薦団体名の公開をもって、いちがいに個人の権利利益を侵害するおそれがあるものとはならないと考える。条例は、情報の公開を請求する市民の知る権利を保障することを目的としていることから、知る権利の保障の明確化と適用除外の事項の最小限化を求め、本庄市同和対策審議会委員推薦書の団体・機関名（推薦団体名）の全面公開を求める。

4 実施機関の説明要旨

理由説明書及び平成23年11月7日の審査会における口頭説明によれば、実施機関の主張の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件処分1

ア 同和対策審議会の開催にあたり議事録の取扱い、傍聴人、情報の公開方法などについて議論があり、自由闊達な意見交換ができるよう、委員名については伏せるということで意見統一された。委員名を公開することは信義則に反するものである。

また、同和問題に対する誤った理解や偏見の存在は否定できず、今日においても差別事象や差別事件が発生している状況にある中で、同和対策審議会を開催し、補助対象事業、補助対象経費等について審議したものである。同和問題は個人に対する人格的攻撃や差別的取扱いを起しやすく、名誉や人格的利益が侵害されやすい要素を含んだセンシティブ情報である。よって、発言者が特定されることは、誤った理解や偏見から、その個人の社会的地位や人権侵害を生じさせる可能性があり、著しく個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、情報公開条例第7条第1号に該当すると判断し、委員の個人名を非公開とする部分公開とした。

イ 自己紹介の部分については、議事とは直接関係がないため議事録には載せていない。掲載したとしても、個人情報ほとんどを占めるため、大部分が非公開となる。

ウ 委員名をA、B、Cなどの記号で表すことについては、女性委員が1名おり、同じ符号をふることにより、その発言の特定が容易になること、委員名を伏せることが目的であるため、黒塗りの方が有効であることなどの理由から、同和対策審議会会長と協議のうえ、黒塗りを採用することとした。これは、同和対策審議会の運営についてのうち、第5(1)「会議録の調整及び会議録等の公開について」の議長権限に基づいている。

(2) 本件処分2

本庄市同和対策審議会委員推薦書の団体・機関名については、市議会議員、教育委員会の委員、民生委員、人権擁護委員及び市立小中学校の長は公職であるため、

開示した。一方、識見を有する者については、社会的な活動を行っている任意団体からの選出であるため、委員名は公開し、推薦団体名は非公開とした。氏名と団体名の両方を開示することは当該団体との関係が特定されることになる。社会的活動状況に関する情報は、個人に関する情報（非公開情報）となっており、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、情報公開条例第7条第1号に該当すると判断し、本庄市同和対策審議会委員推薦書の推薦団体名（団体・機関名）を部分的に非公開とする部分公開とした。

5 審査会の判断

本件処分1及び本件処分2については、審査請求人が同一人であること、決定の理由及び審査請求の趣旨が同様であることから、効率的な審議を行うため、審査会はこれらを併合して審議を進め、両事件を区別しながらも答申を一本化させることとした。

- (1) 本件の争点は、本件請求1中の審議会委員名、審議会委員の自己紹介部分の公開の可否、及び本件請求2中の推薦団体名（団体・機関名）の公開の可否にある。
- (2) まず、本件請求1の審議会委員名の公開について判断する。実施機関は条例第7条第1号に該当するとして非公開と主張している。条例第7条第1号では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。ア 法令、条例等の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報 ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（ただし、公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）と規定している。

本件請求1は、個人名の開示を求めているため、個人を識別する情報に該当することは明らかである。また、ただし書きのア、イ及びウに当たらないことも明らかである。

よって、ただし書きエの該当性について判断することとする。公務員とは、国家公務員法及び地方公務員法にいう公務員すべてを含むものであり、一般職であるか特別職であるかを問わないため、同和対策審議会委員も公務員に該当する。しかし、括弧書き中のただし書で示すように当該公務員個人（家族を含む。）の権利利益を著しく侵害するおそれがあると認められる情報は非公開と規定されている。そこで

同和対策審議会委員名が、括弧書き中のただし書に該当するか否か検討する。同和対策審議会は同和問題に関する審議会であり、同和問題に関しては、現在でも差別問題が存在していることは、埼玉県の実施した意識調査からも否定できない事実である。同和対策審議会が同和問題という取扱いに慎重を要する内容を審議したものであるため、誰が発言したのかが明らかになることによって、個人に対する人格的攻撃や差別的取扱いを起こすおそれがあることから、個人の権利利益を著しく侵害することになりかねないと判断するものである。

したがって、同和対策審議会議事録の委員名は条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

また、本件処分1で非公開とされた情報は、条例第7条第1号に該当することから、重ねて、他号に該当するか否かの判断を要するものではないが、委員名を公開することは、審議会における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を阻害するおそれがあることから、条例第7条第4号にも該当するものと解される。

さらに、同和対策審議会委員の自己紹介部分が全面削除されていることについては、議事には直接関係がない部分であり、仮に、公開したとしても上記の理由から委員名は非公開となるため、自己紹介部分を掲載する必要はないものと判断する。

一方、審議会等の委員名を非公開とする場合の表示方法については、A、B、C方式や現在の黒塗り方式ではなく、記号としての「〇〇委員」という表示に改めよう。議事録の内容についても発言要旨レベルに改めた方が、より適切ではないかということをつけ加えるものである。

- (3) 次に、本件請求2の推薦団体名（団体・機関名）の公開について判断する。実施機関は、本件請求1と同様に条例第7条第1号に該当するとして非公開と主張しているため、同号の該当性について判断する。

本件請求2における推薦団体と被推薦者との関係は、個人情報という意味からもセンシティブな情報であり、公知の事実ではない情報でもある。非公開としている団体は、公的な団体ではない社会的活動を行っている任意団体であり、条例第7条第1号において非公開情報としている個人に関する情報のうち、その他個人の生活に関する情報、社会的活動に関する情報に該当するものと解される。

よって、推薦団体名を公開することによって、推薦団体と被推薦者とのつながりが明らかとなることは、個人の生活及び社会的活動に関する情報を開示することとなり、そのことから個人の権利利益を侵害するおそれがあるものと判断する。

したがって、本庄市同和対策審議会委員推薦書の推薦団体名（団体・機関名）は条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

- (4) 以上のことから、本件処分1及び本件処分2については、「1 審査会の結論」のように判断する。